

令和6年度(2024年度)

行政監査報告書

八王子市監査委員

目 次

第 1	監査の概要	1
第 2	調査の結果	3
第 3	監査の結果	3 0

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
令和6年度（2024年度）行政監査の結果に関する報告を次のとおり提出
する。

令和7年（2025年）3月27日

八王子市監査委員	廣	瀬	勉
同	矢	野	和利
同	吉	本	孝良
同	安	藤	修三

令和6年度（2024年度）行政監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査

2 監査のテーマ

公用車の管理、使用及び安全対策に関する事務について

3 監査の目的

広大な市域を持つ本市において、公用車は公務に欠かせない重要な財産である。そのため、公用車の適正な維持管理及び効率的な使用が求められる。

毎年発生している公用車による事故を減少させるためには、安全対策の徹底が必要であり、また、ゼロカーボンシティの実現に向けて、電動車及び低公害車の普及を促進し、計画的な車両更新が必要である。

そこで、公用車の使用、管理及び安全対策の実態を把握し、問題点を検証する。

4 監査対象車両及び所管課

(1) 監査対象車両

令和6年（2024年）5月29日現在、市が保有している軽自動車、普通乗用車、貨物自動車、バス、消防自動車、し尿収集用自動車、ごみ収集車等（これらの車両をまとめて、以下「公用車」という。）

(2) 監査対象所管課

ア 財務会計システムに車両を備品登録している所管課

イ 契約資産部庁舎管理課が保有する公用車を、長期貸出、執行委任により使用している所管課

ウ 公用車の安全対策を実施している所管課

5 監査対象事務

公用車の管理、使用及び安全対策に関する事務

6 監査の期間

令和6年(2024年)5月29日から令和7年(2025年)3月25日まで

7 監査の着眼点

主な着眼点については、次のとおりである。

- (1) 公用車の保有及び管理状況は適切か。
- (2) 公用車は効率的に使用されているか。
- (3) 公用車の定期点検、整備等は法令に従い、適切に行われているか。
- (4) 公用車は環境に配慮し、計画的な車両更新が行われているか。
- (5) 事故防止及び安全運行対策は十分に行われているか。
- (6) アルコール検知器による呼気測定は適切に行われているか。
- (7) 公用車の予約や定期点検等をより効率的に管理できる方策は検討されているか。

8 監査の実施内容

八王子市監査基準(令和元年12月26日施行)に基づき実施した。監査に当たっては、八王子市監査基準実施細目に基づき、関係書類、帳簿、証書類等について、照合、確認、質問等通常実施すべき監査手続により実施した。

9 調査の実施方法

- (1) 監査対象所管課へ調査票等を送付し、回答と併せて事務処理に係る関係書類等の提出を依頼した。
- (2) 上記(1)により回答された調査票を集計し、関係書類の内容を確認するとともに、公用車管理規程等に基づいた手続が行われているかについて確認した。
- (3) 上記(2)の中で、さらに確認が必要な事項について、該当所管課及び関係所管課へのヒアリング調査並びに車両管理に関する現地調査を行った。
- (4) 関東地方の中核市10市に対して調査票を送付し、提出された回答の集計及び分析を行った。

10 調査の結果について

- (1) 本監査に際し、調査に御協力いただいた関東地方の中核市10市(水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、横須賀市)については、市名を順不同でA～J市と表記している。

また、関東地方の中核市をまとめて他市と表記している。

- (2) 本市における公用車の使用状況等の一部箇所については、他市との比較を行うに当たって、普通乗用車、軽自動車及び軽貨物車の合計 259 台のデータを使用している。
- (3) 本市の各数値は、令和 6 年（2024 年）5 月 29 日時点である。

第 2 調査の結果

1 公用車の管理状況

- (1) 公用車の所管課別保有状況

所管課別保有数

単位：台

	保有数	車種別保有数					
		軽自動車	普通乗用車	軽貨物車	ごみ収集車	消防自動車	その他
庁舎管理課	211	68	6	122			15
防犯課	2	2					
防災課	96					95	1
斎場霊園事務所	1						1
高齢者いきいき課	6	1		4			1
障害者福祉課	1	1					
大横保健福祉センター	4			4			
保健総務課	7	1		6			
保健対策課	1			1			
子どもの教育・保育推進課	3			3			
子ども家庭支援センター	2	2					
観光課	2						2
環境政策課	2						2
環境保全課	1	1					
ごみ総合相談センター	5	1		2			2
戸吹清掃事業所	84			8	76		
館清掃事業所	63			3	60		
戸吹クリーンセンター	17	1		2	9		5
館クリーンセンター	1	1					
水環境整備課	3			1			2
水再生施設課	16	4		2			10
交通事業課	6	1					5
補修センター	36			8			28
学校給食課	20						20
教育指導課	3			3			
スポーツ施設管理課	4						4
合計	597	84	6	169	145	95	98

市が保有している公用車は597台である。

所管課別の保有数については、庁舎管理課が211台で最も多く、次いで防災課が96台、戸吹清掃事業所が84台である。

車種別の保有数については、軽貨物車が169台で最も多く、次いでごみ収集車145台、消防自動車95台である。

(2) 公用車の管理状況

ア 管理方法別の保有数

市では、公用車を次の方法で管理している。

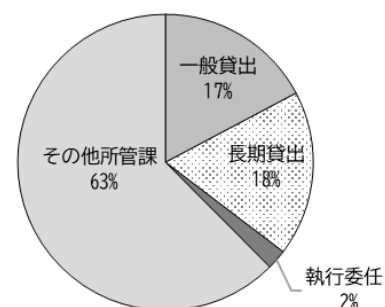
- (ア) 庁舎管理課が保有し、他の所管課へ貸出
- (イ) 庁舎管理課が保有し、特定の所管課へ長期貸出
- (ウ) 庁舎管理課以外の所管課の予算で購入し、庁舎管理課が管理
- (エ) 庁舎管理課以外の所管課が保有

管理方法別保有数

単位：台

管理方法等		保有数
庁舎管理課保有	(ア)一般貸出	103
	(イ)長期貸出	108
(ウ)執行委任（管理：庁舎管理課、予算：所管課）		13
(エ)他所管課保有		373
合計		597

管理方法別保有数



管理方法別の保有数については、庁舎管理課が保有している一般貸出車両が103台、特定の所管課への長期貸出車両が108台、執行委任により管理している車両が13台、庁舎管理課以外の所管課が保有している車両が373台である。

イ 関東地方中核市の公用車の管理方法

(ア) 一括管理と所管課管理の状況

公用車管理方法

管理方法	回答数
全車両を一括管理	0
一括管理及び一部車両は各所管課で管理	4
各所管課で管理し、車検等を一括管理	3
各所管課で管理	4

注 本市は「一括管理及び一部車両は各所管課管理」

公用車の管理方法において、「全車両を一括管理」している市はなく、「一括管理及び一部車両は各所管課管理」4市、「各所管課で管理し、車検等は一括管理」3市、「各所管課で管理」4市である。

一括管理の利点及び課題

主な利点	回答数	主な課題	回答数
効率的な業務の実施、車検の受検漏れ等の防止	4	車両台数が限られているため、借りることができない場合あり	2
貸出業務、車両の整備等のリスク低減	1		
車両の効率的な利用が可能（稼働率の低い車両の共用化、所管課への長期貸出）	1		

注 主な利点及び主な課題は複数回答している。

一括管理の主な利点は、「効率的な業務の実施等」が多く、主な課題は「車両台数が限られているため、借りることができない場合あり」である。

所管課管理の利点及び課題

主な利点	回答数	主な課題	回答数
貸出申請の手間の省略により迅速に使用可	2	車検、日常整備等が個別対応となり非効率	4
所属ごとのニーズに対応した車両の選定及び管理の実施可	2		
使用スケジュールの調整に柔軟に対応可	1	車の管理に不慣れな職員が事務を行うことによるリスクあり	1
アルコールチェック、鍵の貸出、車検整備等の業務負荷及び作業量の均等分散	1	車両情報の共有化及び予約状況の可視化が図られない	1
各課所での管理台数が少ない	1		

注 主な利点及び主な課題は複数回答している。

所管課管理の主な利点は、「貸出申請の手間の省略により迅速に使用可」等があり、主な課題は「車検及び日常整備等が個別対応となり非効率」である。

(イ) 公用車の管理システム導入状況

公用車の管理システムは、車両の利用状況、点検等を管理し、配車予約をデジタル化することで、効率的な運用を図るものである。

管理システムの導入状況

導入状況	回答数
導入している	9
導入していない	2

注 本市は「導入していない」

管理システムのデジタル化項目

デジタル化の項目	回答数
配車予約	9
稼働状況・走行距離	5
点検・整備	3
燃料使用量	1
車検点検時期	1

注 デジタル化の項目は複数回答している。

公用車の管理システムの導入状況は、「導入している」が9市、「導入していない」が2市である。

デジタル化している項目は、「配車予約」9市、「稼働状況・走行距離」5市、「点検・整備」3市である。

管理システムの利点及び課題

主な利点	回答数	主な課題	回答数
配車予約状況の明確化	5	空予約及び見込予約あり	4
公用車の稼働率向上	2		
事務の効率化	1	運用ルールの共有の徹底	1
車両の利用状況、燃費管理等のデータの一元管理可	1	自動更新でない (車検、自賠責の有効期限更新等の入力が必要)	1
車検及び自賠責更新、保有車両の情報管理	1		

注 主な利点及び主な課題は複数回答している。

管理システムの主な利点は、「配車予約状況の明確化」5市、「公用車の稼働率向上」2市、主な課題は「空予約及び見込予約あり」4市である。

ウ 保管場所

保管場所

単位：台

		保有数	保管場所		
			本庁舎駐車場	所属施設の 駐車場	その他
本庁舎内所管課	庁舎管理課	211	153		58
	防犯課	2	2		
	防災課	96	4		92
	高齢者いきいき課	6			6
	障害者福祉課	1		1	
	子どもの教育・保育推進課	3		3	
	観光課	2		2	
	環境政策課	2			2
	環境保全課	1	1		
	水環境整備課	3	3		
	交通事業課	6	1		5
	学校給食課	20		20	
	教育指導課	3		3	
本庁舎以外の所管課	斎場霊園事務所	1			1
	大横保健福祉センター	4		4	
	保健総務課	7		7	
	保健対策課	1		1	
	子ども家庭支援センター	2		2	
	ごみ総合相談センター	5		5	
	戸吹清掃事業所	84		84	
	館清掃事業所	63		63	
	戸吹クリーンセンター	17		12	5
	館クリーンセンター	1		1	
	水再生施設課	16		16	
	補修センター	36		35	1
	スポーツ施設管理課	4			4
合計		597	164	259	174

保管場所については、本庁舎内所管課は主に「本庁舎駐車場」、本庁舎以外の所管課は主に「所属施設の駐車場」である。なお、本庁舎内所管課の保管場所の「その他」は、主に消防団器具置場や長期貸出車両を使用している所管課の駐車場である。

2 公用車の使用及び維持管理状況

(1) 公用車使用状況

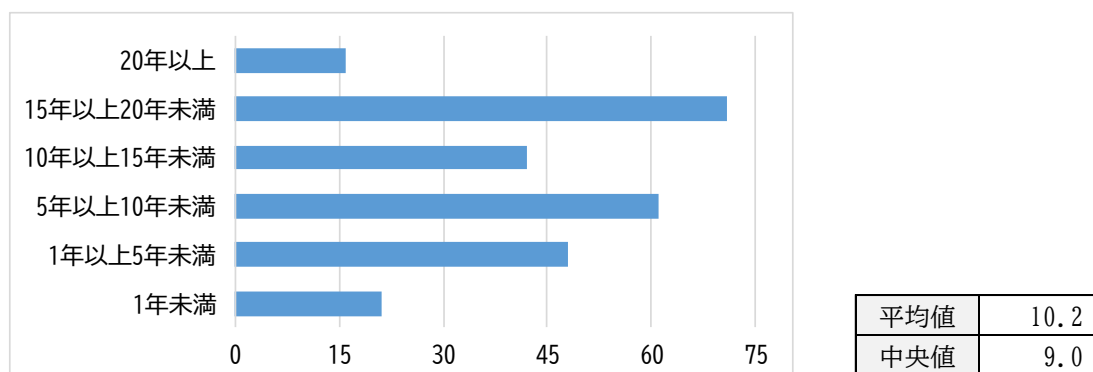
ア 経過年数

所管課別経過年数

単位：台

所管課 \ 経過年数	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上	合計
庁舎管理課	20	41	51	33	50	1	196
防犯課	1	1					2
高齢者いきいき課		1	4				5
障害者福祉課				1			1
大横保健福祉センター						4	4
保健総務課		1		2	4		7
保健対策課			1				1
子どもの教育・保育推進課					3		3
子ども家庭支援センター					1	1	2
環境保全課					1		1
ごみ総合相談センター					1	2	3
戸吹清掃事業所			2	1	3	2	8
館清掃事業所				1	2		3
戸吹クリーンセンター			1		2		3
館クリーンセンター		1					1
水環境整備課		1					1
水再生施設課				1	4	1	6
交通事業課		1					1
補修センター		1	2	3		2	8
教育指導課						3	3
合計	21	48	61	42	71	16	259

注 普通乗用車、軽自動車及び軽貨物車の合計259台のデータを使用している。



経過年数については、「15年以上20年未満」の車両が71台と最も多く、「20年以上」の車両は16台である。

経過年数の平均値は、10.2年、中央値は9.0年である。

イ 廃車年数

5か年の平均廃車年数

単位：年

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	5か年平均
平均廃車年数	18.6	18.1	17.0	20.0	19.0	18.5

注 廃車年数は、廃車までに使用した年数

平均廃車年数については、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）までの全ての年度で17年以上である。

5か年の平均廃車年数は、18.5年である。

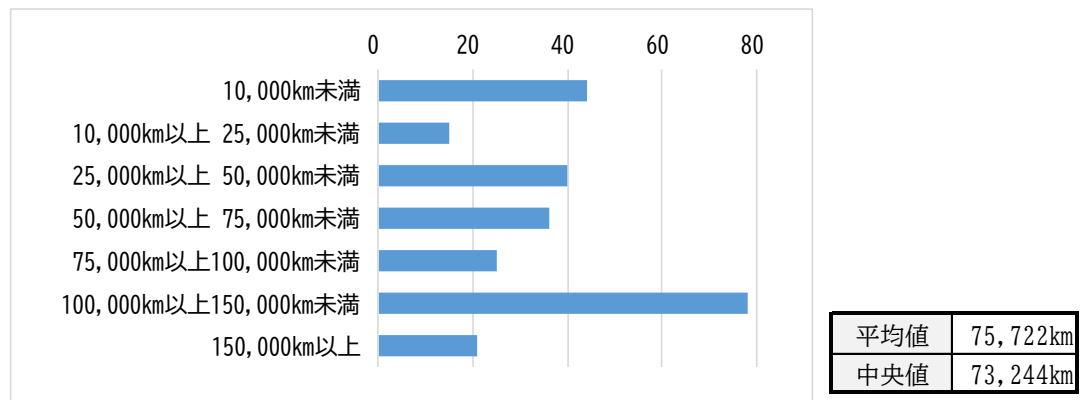
ウ 総走行距離

総走行距離

単位：台

総走行距離	台数
10,000km未満	44
10,000km以上 25,000km未満	15
25,000km以上 50,000km未満	40
50,000km以上 75,000km未満	36
75,000km以上 100,000km未満	25
100,000km以上 150,000km未満	78
150,000km以上	21
合計	259

注 普通乗用車、軽自動車及び軽貨物車の合計259台のデータを使用している。



総走行距離については、「10万km以上15万km未満」が78台で最も多く、「1万km以上2万5千km未満」が15台で最も少なくなっている。「15万km以上」は21台である。

総走行距離の平均値は75,722km、中央値は73,244kmである。

エ 平均年間走行距離及び稼働率

所管課別平均年間走行距離及び稼働率

	平均値			稼働率 (%)
	年間走行距離 (km)	一日当たりの 走行距離 (km)	年間使用日数 (日)	
庁舎管理課	5,261	21.7	151	62.4%
防犯課	8,436	34.9	100	41.3%
高齢者いきいき課	11,200	46.3	362	149.6%
障害者福祉課	491	2.0	56	23.1%
大横保健福祉センター	1,273	5.3	92	38.0%
保健総務課	4,387	18.1	157	64.9%
保健対策課	4,780	19.8	151	62.4%
子どもの教育・保育推進課	—	—	—	—
子ども家庭支援センター	11,100	45.9	300	124.0%
環境保全課	2,247	9.3	77	31.8%
ごみ総合相談センター	3,828	15.8	167	69.0%
戸吹清掃事業所	7,484	30.9	120	49.6%
館清掃事業所	3,304	13.7	87	36.0%
戸吹クリーンセンター	3,774	15.6	166	68.6%
館クリーンセンター	3,609	14.9	168	69.4%
水環境整備課	9,632	39.8	204	84.3%
水再生施設課	3,471	14.3	135	55.8%
交通事業課	13,354	55.2	240	99.2%
補修センター	5,731	23.7	144	59.5%
教育指導課	3,586	14.8	132	54.5%
平均値	5,274	21.8	151	62.4%

注1 稼働率＝年間使用日数/開庁日数、一日当たりの平均走行距離＝年間走行距離/開庁日数
祝休日に稼働した場合も開庁日数を年間242日として計算しているため、100%を超える場合がある。

注2 子どもの教育・保育推進課：令和5年度中に購入のため、数値なし。

注3 普通乗用車、軽自動車及び軽貨物車の合計259台のデータを使用している。

平均年間走行距離については、交通事業課が13,354kmで最も長く、次いで高齢者いきいき課が11,200km、子ども家庭支援センターが11,100kmである。

一日当たりの平均走行距離については、交通事業課が55.2km、高齢者いきいき課が46.3km、子ども家庭支援センターが45.9kmである。

平均年間使用日数については、高齢者いきいき課が362日で最も多く、稼働率は149.6%である。また、最も少ないのは障害者福祉課が56日

で稼働率は23.1%である。

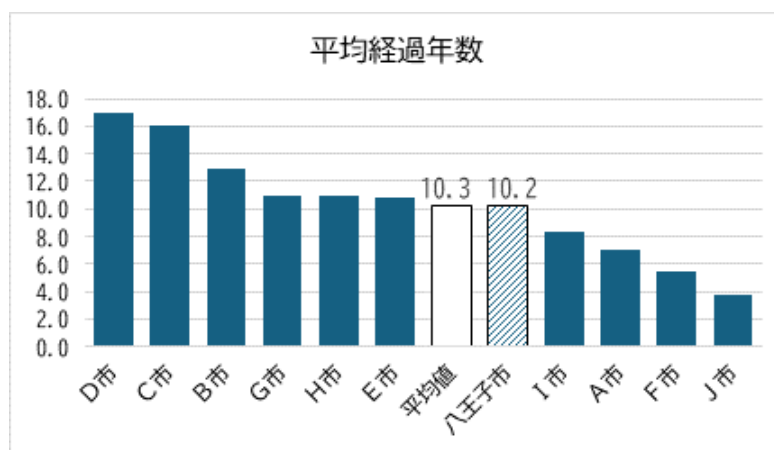
なお、緊急時に公用車が必要な場合もあるため、稼働率と必要性は必ずしも相関関係にあるものではない。

オ 関東地方中核市の公用車使用状況

使用状況の平均値

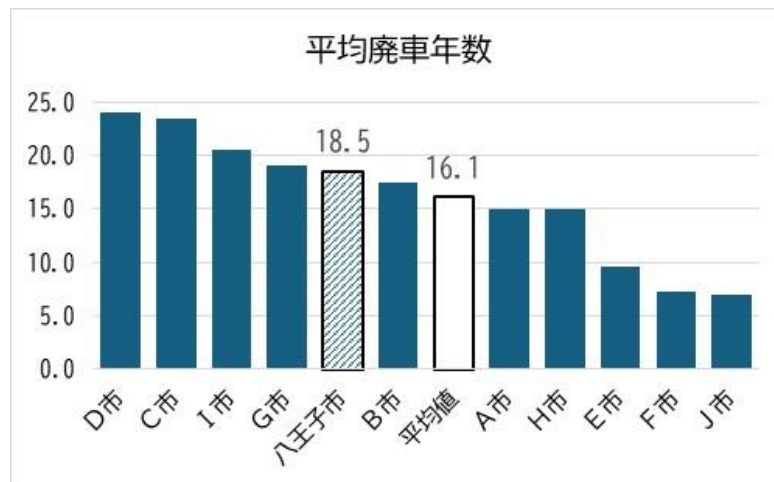
	平均値				
	経過年数 (年)	廃車年数 (年)	総走行距離 (km)	年間使用日数 (日)	年間走行距離 (km)
八王子市	10.2	18.5	75,722	151.0	5,274.0
A市	7.0	15.0	38,989	154.0	5,045.0
B市	12.9	17.5	66,959	264.0	6,996.0
C市	16.1	23.4	47,631	169.0	5,344.0
D市	17.0	24.0	128,694	220.0	6,186.0
E市	10.8	9.6	43,381	148.0	3,113.0
F市	5.5	7.2	7,243	105.0	2,873.9
G市	11.0	19.0	－	170.0	4,372.5
H市	11.0	15.0	19,822	192.0	5,416.0
I市	8.3	20.5	－	142.0	3,406.0
J市	3.8	7.0	20,718	－	6,883.0
平均値	10.3	16.1	49,907	171.5	4,991.8

注 回答がなかった市の数値は－で示している。そのため、以降記載しているグラフの平均総走行距離及び平均年間使用日数について11市での比較となっていない。



平均経過年数については、最も長い市が17.0年、最も短い市が3.8年であり、平均値は10.3年である。

本市は他市と比較すると、11市中7番目に長い10.2年であり、平均値より0.1年短い。



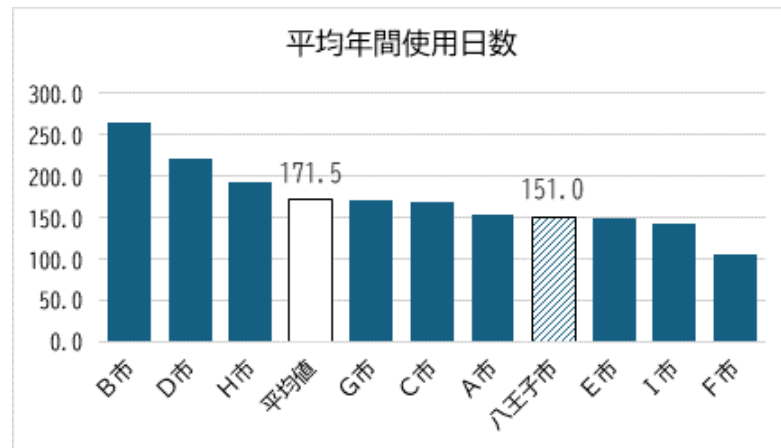
平均廃車年数については、最も長い市が24.0年、最も短い市が7.0年であり、平均値は16.1年である。

本市は他市と比較すると、11市中5番目に長い18.5年であり、平均値より2.4年長い。



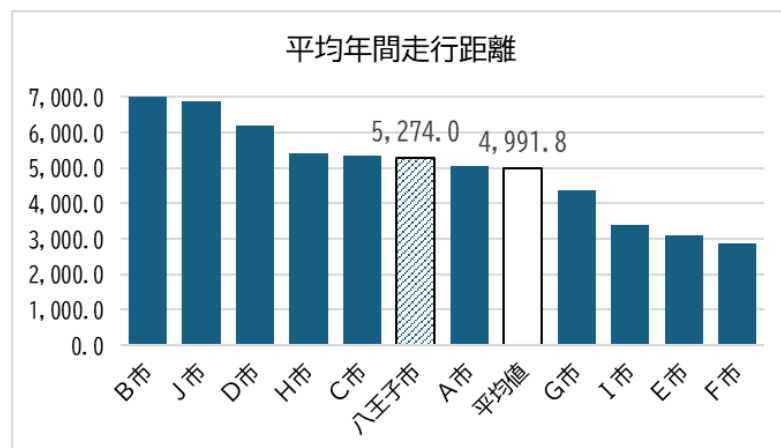
平均総走行距離については、最も長い市が128,694 km、最も短い市が7,243 kmであり、平均値は49,907 kmである。

本市は他市と比較すると、9市中2番目に長い75,722 kmであり、平均値より25,815 km長い。



平均年間使用日数については、最も多い市が264日、最も少ない市が105日であり、平均値は171.5日である。

本市は他市と比較すると、10市中7番目に長い151日であり、平均値より20.5日少ない。



平均年間走行距離については、最も長い市が6,996.0 km、最も短い市が2,873.9 kmであり、平均値は4,991.8 kmである。

本市は他市と比較すると、11市中6番目に長い5,274.0 kmであり、平均値より282.2 km長い。

(2) 車両更新基準等

ア 関東地方中核市の車両更新基準の整備状況

車両更新基準の有無等

更新基準の有無		項目	更新基準 項目	最重要 項目
あり	5	経過年数	5	3
		走行距離	4	3
		故障	2	
		車検での指摘	1	
		安全性	1	
なし	6			

注1 本市は「更新基準なし」

注2 更新基準項目及び最重要項目は複数回答している。

車両の更新基準を定めている市は、5市である。更新基準により定めている項目は、「経過年数」が5市と最も多く、次いで「走行距離」が4市である。

また、更新の際の最重要項目は、「経過年数」及び「走行距離」がそれぞれ3市である。

(3) 維持管理状況

ア 車両の経過年数別の修繕状況

経過年数別修繕件数

単位：件

経過年数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	小計
5年未満	0	2	2	4	8	16
5年以上10年未満	13	14	11	17	10	65
10年以上15年未満	20	19	12	19	15	85
15年以上	38	34	24	25	24	145
合計	71	69	49	65	57	311

令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）までの車両の修繕件数を車両の経過年数で比較すると、「5年未満」が16件と最も少なく、「15年以上」が145件と最も多い。

イ 経過年数別の修繕内容

項目別修繕件数

単位：件

	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	合計
エアコン修理	0	6	18	38	62
エンジン修理	0	1	10	27	38
ブレーキ修理	0	1	2	2	5
タイヤパンク修理	0	9	5	4	18
板金修繕・塗装	10	18	4	1	33
その他修理	2	3	11	24	40
軽微な備品交換	0	23	31	44	98
事故等による修理	4	4	4	5	17
合計	16	65	85	145	311

車両の修繕内容は、「軽微な備品交換」に次いで、「エアコン修理」が多く62件で、車両の経過年数別でみると、「10年以上15年未満」では18件、「15年以上」では38件である。

また、「エンジン修理」は38件であり、車両の経過年数別でみると、「10年以上15年未満」では10件、「15年以上」では27件である。

3 安全対策

(1) 安全運転管理者等の選任状況

安全運転管理者とは、道路交通法に基づき、自動車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務を行う者である。

安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任については、道路交通法第74条の3及び同法施行規則により、次表のとおり定められている。

[安全運転管理者制度の概要]

1 安全運転管理者の選任義務	
一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として安全運転管理者の選任を行わなければならない。	
2 安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数	
○ 乗車定員が11人以上の自動車 1台以上 ○ その他の自動車 5台以上 ※ 台数が20台以上40台未満の場合は副安全運転管理者を1人、40台以上の場合は、20台を増すごとに1人の副安全運転管理者の選任が必要	
3 安全運転管理者等の要件	
安全運転管理者	副安全運転管理者
20歳以上 (副安全運転管理者が置かれる場合は30歳以上)	20歳以上
自動車の運転の管理に関し2年以上の実務の経験を有する者等	自動車の運転の管理に関し1年以上の実務の経験を有する者等
4 安全運転管理者等の業務	
○ 運転者の状況把握 ○ 安全運転確保のための運行計画の作成 ○ 長距離、夜間運転時の交代要員の配置 ○ 異常気象時等の安全確保の措置 ○ 点呼等による過労、病気その他正常な運転をすることができないおそれの有無の確認と必要な指示 ○ 運転者の酒気帯びの有無の確認 (目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いた確認を実施) ○ 酒気帯びの有無の確認内容の記録・保存、アルコール検知器の常時有効保持 ○ 運転日誌の備付けと記録 ○ 運転者に対する安全運転指導	
5 安全運転管理者等の選任の届出義務	
安全運転管理者等を選任したときは、選任した日から15日以内に都道府県公安委員会に届け出なければならない。	

警察庁ホームページ参照

安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任は、所管課において、道路交通法に基づき、適切に選任し、公安委員会への届出をしていた。

(2) 車検及び定期点検の実施状況

車検及び定期点検の実施数

単位：台

	保有数	実施台数	
		車検	定期点検 (法定点検)
庁舎管理課	211	173	188
防犯課	2	0	1
防災課	96	96	96
斎場霊園事務所	1	1	1
高齢者いきいき課	6	6	6
障害者福祉課	1	1	1
大横保健福祉センター	4	4	4
保健総務課	7	7	7
保健対策課	1	1	1
子どもの教育・保育推進課	3	3	3
子ども家庭支援センター	2	2	2
観光課	2	0	1
環境政策課	2	0	0
環境保全課	1	1	1
ごみ総合相談センター	5	5	5
戸吹清掃事業所	84	79	82
館清掃事業所	63	61	63
戸吹クリーンセンター	17	12	16
館クリーンセンター	1	0	1
水環境整備課	3	3	3
水再生施設課	16	14	8
交通事業課	6	6	6
補修センター	36	25	32
学校給食課	20	10	10
教育指導課	3	3	3
スポーツ施設管理課	4	0	0
合計	597	513	541

道路運送車両法の規定に基づく継続検査（車検）については、車両登録後3年未満の車検対象外の車両を除き、全ての車両で行われていた。

また、同法に基づく法定点検である定期点検（12か月点検・24か月点検）の実施については、車両登録後1年未満の定期点検対象外の車両を除き、全ての車両で行われていた。

(3) 事故の発生状況

ア 事故の性質別件数

性質別事故件数

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
物損	18	19	27	23	16	103
被災	5	4	4	10	8	31
対人	0	0	1	1	1	3
合計	23	23	32	34	25	137

公用車の事故発生件数については、令和元年度（２０１９年度）以降、常に２０件以上である。全ての年度において、「物損事故」が最も多い。また、令和元年度（２０１９年度）から令和５年度（２０２３年度）までの５年間の事故の発生総数は１３７件となっている。

イ 年代別の事故発生状況

年代別事故件数

単位：件

	発生件数	年代				
		20代	30代	40代	50代	60代以上
令和元年度	22	5	4	1	8	4
令和2年度	23	5	0	7	3	8
令和3年度	32	5	9	4	10	4
令和4年度	34	9	5	5	9	6
令和5年度	25	7	3	2	6	7
合計	136	31	21	19	36	29

注 令和元年度のうち、１件は、車両から離れていた時に発生している被災事故のため、乗車職員がいない、そのため事故の性質別件数と年代別発生件数が一致しない。

令和元年度（２０１９年度）から令和５年度（２０２３年度）までの年代別の発生件数については、「５０代」が３６件と最も多く、次いで「２０代」が３１件である。

ウ バック事故の発生状況

バック事故発生件数

単位：件

	発生件数	同乗者あり		同乗者なし
		誘導あり	誘導なし	
令和元年度	8	3	1	4
令和2年度	9	2	2	5
令和3年度	15	4	5	6
令和4年度	13	4	2	7
令和5年度	9	4	2	3
合計	54	17	12	25

令和元年度（２０１９年度）から令和５年度（２０２３年度）までの５年間に発生したバック事故件数は５４件であり、事故の発生総数の約４割にのぼっている。バック事故のうち２９件は「同乗者あり」の状況で発生している。このうち、同乗者の「誘導あり」が１７件、「誘導なし」が１２件となっている。

(4) 機器等の設置状況

ア 機器の設置状況

ドライブレコーダー及びバックカメラの設置数

単位：台

	保有数	ドライブレコーダー	バックカメラ
庁舎管理課	196	161	41
防犯課	2	2	0
高齢者いきいき課	5	0	0
障害者福祉課	1	1	0
大横保健福祉センター	4	0	0
保健総務課	7	7	0
保健対策課	1	1	0
子どもの教育・保育推進課	3	2	0
子ども家庭支援センター	2	0	0
環境保全課	1	1	0
ごみ総合相談センター	3	3	0
戸吹清掃事業所	8	8	0
館清掃事業所	3	3	0
戸吹クリーンセンター	3	3	0
館クリーンセンター	1	1	1
水環境整備課	1	1	0
水再生施設課	6	1	0
交通事業課	1	1	0
補修センター	8	1	0
教育指導課	3	1	0
合計	259	198	42
設置率		76.4%	16.2%

注 普通乗用車、軽自動車及び軽貨物車の合計259台のデータを使用している。

機器の設置率については、ドライブレコーダーが76.4%、バックカメラが16.2%である。

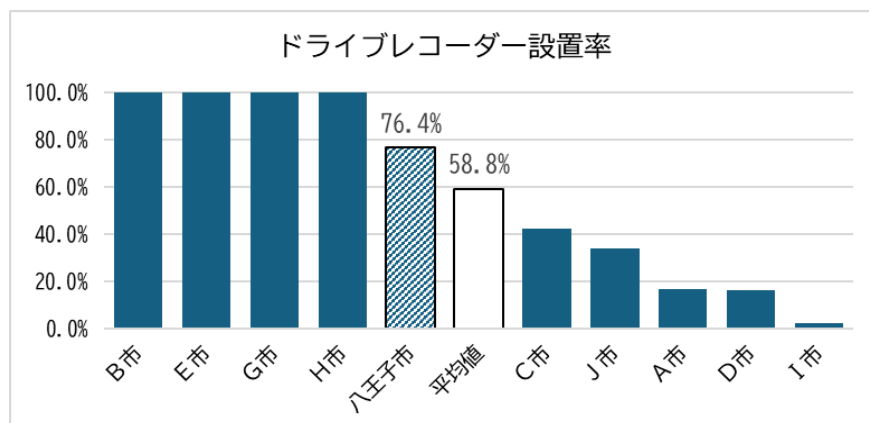
なお、令和6年（2024年）11月以降に発売される全ての新車に対しては、バックカメラの設置が義務化されている。

イ 関東地方中核市の器具設置状況

器具の設置状況

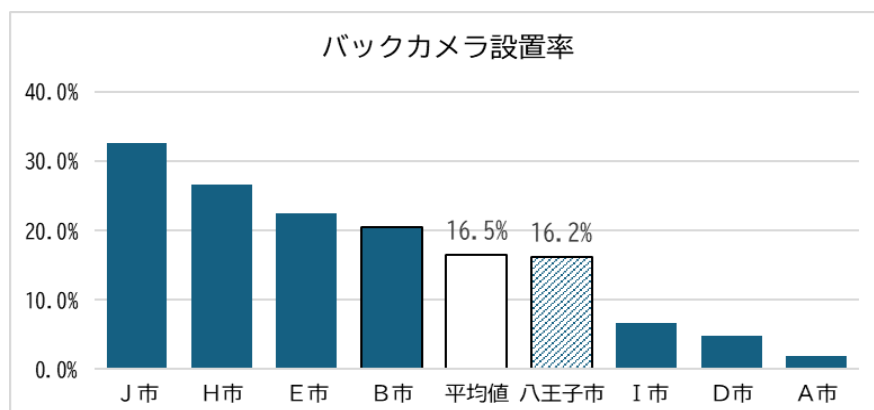
	保有数 (台)	ドライブレコーダー		バックカメラ	
		設置数(台)	設置率	設置数(台)	設置率
八王子市	259	198	76.4%	42	16.2%
A市	426	70	16.4%	8	1.9%
B市	229	229	100.0%	47	20.5%
C市	229	97	42.4%	-	-
D市	313	51	16.3%	15	4.8%
E市	227	227	100.0%	51	22.5%
F市	436	-	-	-	-
G市	347	347	100.0%	-	-
H市	263	263	100.0%	70	26.6%
I市	257	6	2.3%	17	6.6%
J市	175	59	33.7%	57	32.6%
平均値	287	155	58.8%	38	16.5%

注 回答がなかった市の数値は－で示している。そのため、以降記載しているグラフも、それぞれの器具の設置率について11市での比較となっていない。



ドライブレコーダーの設置率の平均値は、58.8%である。

本市のドライブレコーダーの設置数は198台、設置率は76.4%であり、設置率は平均値より17.6%高い。



バックカメラの設置率の平均値は、１６．５％である。

本市のバックカメラの設置数は４２台、設置率は１６．２％であり、設置率は平均値より０．３％低い。

(5) 任意保険加入状況

任意保険の加入数

単位：台

	保有数	運転者の制限		対人・対物の制限			
		制限あり	制限なし	無制限	対人のみ 無制限	対物のみ 無制限	制限あり
庁舎管理課	211	211		9	202		
防犯課	2		2		2		
防災課	96		96	95	1		
斎場霊園事務所	1						
高齢者いきいき課	6		6	6			
障害者福祉課	1	1		1			
大横保健福祉センター	4	4			4		
保健総務課	7	7			7		
保健対策課	1	1			1		
子どもの教育・保育推進課	3		3		3		
子ども家庭支援センター	2	1	1		2		
観光課	2	1		1			
環境政策課	2						
環境保全課	1		1		1		
ごみ総合相談センター	5		5	5			
戸吹清掃事業所	84		84	84			
館清掃事業所	63		63	63			
戸吹クリーンセンター	17		17	8	9		
館クリーンセンター	1		1		1		
水環境整備課	3		3		3		
水再生施設課	16		14	8	6		
交通事業課	6		6	5	1		
補修センター	36		33	33			
学校給食課	20		20	20			
教育指導課	3		3		3		
スポーツ施設管理課	4						
合計	597	226	358	338	246	0	0

任意保険の運転者の制限については、「制限あり」が２２６台、「制限なし」が３５８台である。

任意保険の対人・対物制限については、「対人対物とも無制限」が３３８台、「対人のみ無制限」が２４６台、「対物のみ無制限」及び「対人対物とも制限あり」に該当する車両はなかった。

任意保険については、敷地内専用車両等の１３台を除き、全ての車両が加入していた。

(6) 安全対策の実施状況

ア 研修等実施状況

研修内容及び対象者

内容	対象者
座学講習及び適性検査	公用車を新たに運転する職員
運転実技講習	現在公用車を運転している職員 今後公用車を運転予定の職員 運転が苦手又は自信がない職員 運転技術の再確認をしたい職員
民間教習所の教官による講習 (年齢による身体機能の変化等を実感できる研修)	おおむね５０歳以上の職員
公用車事故[０]ハンドブックの配付 バック時の同乗者の誘導方法等の動画の公表 事故状況や安全確認のポイント公表 全国交通安全運動の期間での駐車場パトロール	全職員

市では、公用車の安全運転対策として、安全衛生管理課が「公用車を新たに運転する職員」を対象とした座学講習、「現在公用車を運転している職員」等を対象とした運転実技講習を毎年実施している。

また、全職員に公用車事故[０]^{ゼロ}ハンドブックの配付を行っているほか、令和５年度（２０２３年度）には、「おおむね５０歳以上の職員」を対象とした座学講習等も実施している。

イ 所管課の研修実施状況

所管課による安全指導研修対象者

実施所管課	安全指導研修対象
庁舎管理課	新規採用者
市民総務課	新規採用者
斎場霊園事務所	新規採用者
高齢者いきいき課	新規採用者
南大沢保健福祉センター	新規採用者
保健対策課	公用車試験を受ける職員で運転頻度が少ない者
子ども家庭支援センター	人事異動者・新規採用者
廃棄物対策課	人事異動者・新規採用者
戸吹清掃事業所	人事異動者・新規採用者
館清掃事業所	人事異動者・新規採用者
戸吹クリーンセンター	人事異動者・新規採用者
交通事業課	従事者全員
補修センター	新規採用者
学校施設課	新規採用者
学校給食課	人事異動者・新規採用者（受託事業者において実施）
スポーツ振興課	新規採用者

安全衛生管理課以外の所管課による公用車の安全指導研修については、庁舎管理課等の１６の所管課において実施していた。

安全指導研修の対象は、「新規採用者」１４件、「人事異動者」６件、「従事者全員」１件、「運転頻度が少ない者」１件である。

4 運転に係る安全確認

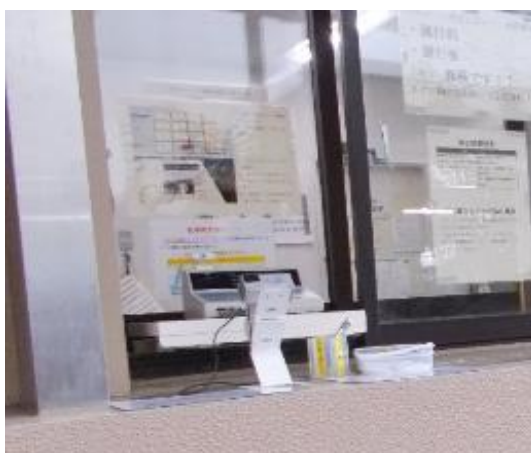
(1) 運転前後の安全確認

運行前後点呼表等による、免許証携帯の確認及びアルコールチェックについては、全ての所管課で実施されていた。

アルコールチェックについては、令和3年（2021年）6月に千葉県八街市で発生した飲酒運転による重大事故を受け、道路交通法施行規則が一部改正され、令和5年（2023年）12月1日から、アルコール検知器による確認が安全運転管理者に義務付けられている。

なお、「安全運転管理者により運転者に対する点呼等の実施及び酒気帯び確認等について」（令和6年12月27日付け警視庁交通部長・各道府県警察本部長宛警察庁交通企画課長・交通指導課長通達）により、「酒気帯び確認は安全運転管理者が行うことが原則であるが、安全運転管理者が不在である、他の業務により酒気帯び確認を適切に行うことができないおそれがある場合には、安全運転管理者が副安全運転管理者その他安全運転管理者の業務を補助する者に酒気帯び確認を行わせることは差し支えない」とされている。（安全運転管理者、副安全運転管理者その他安全運転管理者の業務を補助する者をまとめて、以下「安全運転管理者等」という。）

アルコール検知器を使用した呼気測定は、本庁では、車両管理事務所の前に設置されている検知器により実施し、本庁以外の事業所等では、所管課所有の検知器により、安全運転管理者等の前で実施している。



▲本庁のアルコール検知器



▲車両管理事務所の前で実施



▲館清掃事務所のアルコール検知器



▲安全運転管理者の前で実施

(2) 関東地方中核市の呼気測定実施状況

アルコール検知器の配備状況

検知器の配備	回答数
所管課に配備	10
本庁では車両管理所管課に1台配備（八王子市）	1

呼気測定の実施方法

呼気測定実施方法	回答数
安全運転管理者等の前で実施	10
本庁では車両管理事務所の前で実施（八王子市）	1

アルコール検知器の配備については、本市以外の全ての市において、「所管課に配備」されていた。

呼気測定の実施方法については、本市以外の全ての市において、「安全運転管理者等の前で実施」されていた。

5 電気自動車等の状況

本市は、令和4年（2022年）2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、令和5年（2023年）3月に「八王子市地球温暖化対策地域推進計画」を策定している。

令和6年（2024年）3月には「八王子市ゼロカーボン指針（以下「指針」という。）を策定し、地球温暖化対策についての目標を達成するための方法及び仕組みを定めている。

指針では、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の一つとして、公用車の電

動化による脱炭素化を挙げている。

なお、電動車とは、電気自動車、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車及び燃料電池車であるが、本市において、燃料電池車は保有していない。

(1) 電気自動車等の保有状況

ア 電気自動車等の保有数

所管課別電気自動車等保有数

単位：台

	保有数				
	合計	ガソリン車	電気自動車	ハイブリッド車等	その他低公害車
庁舎管理課	211	127	38	9	37
防犯課	2	0	2	0	0
防災課	96	95	0	0	1
高齢者いきいき課	7	5	1	0	1
保健総務課	6	6	0	0	0
戸吹清掃事業所	84	1	0	29	54
館清掃事業所	63	0	0	12	51
館クリーンセンター	1	0	1	0	0
補修センター	36	35	1	0	0
学校給食課	20	10	0	0	10
教育指導課	3	0	0	0	3
その他所管	68	68	0	0	0
合計	597	347	43	50	157

注1 ハイブリッド車等は、ハイブリッド車及びプラグインハイブリッド車

注2 その他低公害車は、低排出ガス認定車及びグリーンディーゼル車

所管課が保有する公用車数については、「ガソリン車」が343台で最も多く、次いで「その他低公害車」が161台、「ハイブリッド車等」が50台、「電気自動車」が43台である。

「電気自動車」と「ハイブリッド車等」を合わせた電動車の保有数は93台となっている。

「電気自動車」については、平成30年度（2018年度）から、電気自動車を購入しており、多くは一般貸出車両である。ハイブリッド車等については、戸吹清掃事務所及び館清掃事務所が保有するごみ収集車、庁舎管理課が保有する一般貸出車両の一部に導入している。



▲市で所有する電気自動車



▲運行後のバッテリー充電

イ 関東地方中核市の電気自動車の保有状況

電気自動車の保有状況

	電気自動車 保有数(台)	電気自動車 保有割合
八王子市	43	16.6%
A市	8	1.9%
B市	14	6.1%
C市	6	2.6%
D市	4	1.3%
E市	21	9.3%
F市	8	1.8%
G市	1	0.3%
H市	3	1.1%
I市	14	5.4%
J市	24	13.7%
平均値	13.3	5.5%

注 本市の保有割合は他市との比較のため 259 台のデータ



電気自動車の保有数は本市が43台で最も多く、保有割合も16.6%で最も高くなっている。また、保有割合の平均値は5.5%であり、本市は、平均値より11.1%高い状況にある。

(2) ガソリン車、電動車及び低公害車の比較

ガソリン車、電動車及び低公害車使用状況

	ガソリン車	電気自動車	ハイブリッド車等	その他 低公害車
平均年間走行距離 (km)	3,960	4,260	10,751	6,827
一日当たりの 平均走行距離 (km)	16.4	17.6	44.4	28.2
平均年間使用日数 (日)	119	132	168	142
稼働率	49.2%	54.5%	69.4%	58.7%

注1 ハイブリッド車等は、ハイブリッド車及びプラグインハイブリッド車

注2 その他低公害車は、低排出ガス認定車及びグリーンディーゼル車

注3 稼働率＝ガソリン車、電気自動車、ハイブリッド車等及びその他低公害車の合計平均年間使用日数/開庁日数（242日）

平均年間走行距離については、「ハイブリッド車等」が10,751kmで最も長く、次いで「その他低公害車」6,827km、「電気自動車」4,260km、「ガソリン車」3,960kmである。

一日当たりの平均走行距離については、「ハイブリッド車等」が44.4kmで最も長く、次いで「その他低公害車」28.2km、「電気自動車」17.6km、「ガソリン車」16.4kmである。

平均年間使用日数については、「ハイブリッド車等」が168日で最も多く稼働率は69.4%、次いで「その他低公害車」が142日で稼働率は58.7%、「電気自動車」が132日で稼働率は54.5%、「ガソリン車」が119日で稼働率は49.2%である。

第3 監査の結果

1 公用車の管理方法について【意見要望】

本市の面積は186.38km²であり、本監査で調査した関東の中核市の中では平均的な面積であるが、都内の自治体では2番目、多摩地域26市の中では最も広い面積を有している。このため、市の施設は広範囲に分布しており、行政を効率的に運営し、市民サービスを向上させるためには、公用車の有効活用が不可欠である。

したがって、公用車は市の重要な資産であり、適切な管理と効率的な使用が求められる。

市では、「八王子市組織規則」において、契約資産部庁舎管理課（以下「庁舎管理課」という。）の分掌事務として、自動車等の総括管理及び使用調整に関すること等を規定し、庁舎管理課に車両管理事務所を置いている。公用車の管理方法としては、庁舎管理課が一般貸出として管理する車両、特定の所管課への長期貸出車両、執行委任として、庁舎管理課が車検等を一括管理する車両があり、その他に各所管課が独自に管理している車両がある。

そこで、公用車の管理状況について調査した結果、以下の状況が判明した。

- (1) 本市では公用車を使用する際、当日紙の配車申請書を提出する方法を採っており、配車予約をシステム化していないが、本市を除く関東の中核市（以下「他市」という。）のほとんどがシステム化しており、配車予約だけではなく、車検・点検時期等の公用車の情報も管理していた。
- (2) 公用車の管理に係る事務は多岐にわたるにもかかわらず、共通のマニュアル等を整備していなかった。

効率的な運用や安全な運行を公用車管理の目標と考えれば、本市の現状は十分であるとは言えない。これらの目標を実現するためには、他市の取組も参考になると思われる。

他市で多く導入されている車両管理システムを活用することで、配車予約や車検・点検時期の把握が容易になり、より効率的に車両を運用することが可能となる。

また、公用車の管理に係る共通のマニュアルを作成し、所管課での管理業務を標準化することで日常的な点検や車検漏れなどを防止し、安全な車両運行につながると考える。

については、車両管理システムの導入及び車両管理マニュアルの作成等、車両管理体制の見直しを検討されたい。

2 公用車の使用及び維持管理状況について【意見要望】

前述したとおり、公用車は市の重要な資産であり、行政を効率的に運営するため、適切な使用と維持管理が求められる。

そこで、公用車の使用状況等について調査の結果、以下の状況が判明した。

- (1) 本市の公用車は他市と比較して廃車までの平均年数及び平均総走行距離が長かった。
- (2) 本市の経過年数15年以上の車両は全体の3割程度だが、過去5年の故障総数の約5割、基幹部分であるエンジンの故障の約7割を経過年数15年以上の車両が占めていた。
- (3) 他市の半数は車両の更新基準を策定し、計画的に車両を更新していた。

本市の公用車について他市と比較すると、車両更新までの期間が長く、総走行距離も長くなっていた。また、経過年数が長い車両は故障件数が多いという相関関係が明らかになり、特にエンジンの故障件数が多くなっていた。

車両の長期的な使用は、維持管理コストの増加だけでなく、運転中のエンジントラブル等重大な事故のリスクも高まる。特に庁舎管理課以外の所管の職員は車両管理についての知識が不足しているため、各所管で管理している車両は、リスクがより高くなると考えられることから、計画的な車両更新が必要である。

また、本市は「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しており、車両の更新に当たっても、脱炭素化を進めていく必要がある。

については、他市の事例を参考にしつつ、環境へ配慮した車両更新基準を策定し、計画的な車両更新を通じてコスト削減、安全性向上及び環境負荷の低減を図ることを要望する。

3 安全運転への対策について【意見要望】

本市では、安全運転管理者は適切に選任され、車検や定期点検も確実に行われていたものの、公用車による事故は毎年20件以上発生しており、特に50歳以上の職員による事故が多かった。また、長年の課題となっているバック事故は毎年発生しており、事故全体の約4割を占めていた。

公用車事故の防止に向け、総務部安全衛生管理課及び庁舎管理課ではソフト面、ハード面の両面から様々な取組を行っていた。

ソフト面では、「公用車事故[0]ハンドブック」(以下「ハンドブック」という。)を作成し、全職員に向けて運転の際の心構えや走行の安全について示しているほか、教習所での研修や駐車場パトロール等を行っていた。

また、事故の再発防止に向けて、事故分析結果を八王子市職員安全衛生委員会で報告・共有していたほか、令和5年度（2023年度）は、おおむね50歳以上の職員を対象に、民間教習所の教官による座学講習も実施していた。バック事故に対しては、ハンドブックにおいて、バック時の注意を「重点項目」として、同乗者が必ず下車して誘導するルールなどを定めているほか、同乗者の誘導方法等について教育するための動画教材も作成していた。

さらに、車両誘導に特化した研修の実施に向け、準備を進めているとのことである。

一方、ハード面では、既存車両にドライブレコーダーを設置するほか、車両を購入する際にバックカメラ等の安全装置が設置された車両に更新していた。

しかしながら、ドライブレコーダーの設置率は76.4%と高いものの、令和6年（2024年）11月から新車に義務化されたバックカメラの設置率は16.2%にとどまっている。バックカメラの設置については、今後も新車には設置するが、既存車両には設置しない方針とのことであった。これまで様々な取組を実施してきたものの改善が難しい状況の中で、同乗者のいないバック事故も毎年発生しており、ミラーとの併用により、車両後方の死角を減らすことができるバックカメラの導入は効果的な対策になると考える。また、本市においてバックカメラを設置した公用車の後方確認不足によるバック事故は起きていないことも判明した。

については、バック事故の抑制のため、既存の車両については、法令上の義務はないものの、稼働率が高い車両や年数が浅い車両等へのバックカメラの増設を検討されたい。

4 アルコール検知器による呼気測定について【指摘事項】

アルコール検知器を使用した呼気測定は、「道路交通法施行規則」（以下「規則」という。）の一部改正により令和5年（2023年）12月1日から義務付けられている。規則によれば、安全運転管理者の業務として、運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行うこととされている。

また、令和4年（2022年）9月16日に総務部長及び契約資産部長から通知された「公用車運行前後の運転者に対するアルコール検知器による呼気測定の実施」により、本市では、規則改正前の令和4年（2022年）10月1日から公用車の運行前後におけるアルコール検知器を使用した呼気測定を実施している。

そこで、現在の運用方法を確認すると、安全運転管理者を置く出先機関では全ての所管において安全運転管理者等の前で、運行前後にアルコール検知器を使用した呼気

測定を実施し、記録をつける等、測定の徹底が確認できた。他市においても、調査を行った全ての市で公用車を運転する各職場にアルコール検知器を配付し、運行前後に安全運転管理者等の前で呼気測定を実施していた。

一方、本庁においては、車両管理事務所の外側に庁舎管理課がアルコール検知器1台を設置し、職員は運行前後にその検知器を使用して呼気測定を行っていた。

しかしながら、この方法では運転者が単独で測定を行うこととなり、窓口にいる庁舎管理課職員がモニター上で確認可能な状況ではあるが、毎日多くの職員への車両の貸出及び返却手续をする中で、運行前後のアルコール検知器による測定結果の確認を確実にすることは困難であると思われる。

実際に、本庁のアルコール検知器の実施データと配車申請書を10日分抽出し、突合したところ、少なくとも19%の職員が運行前、運行後のいずれかでアルコール検知器による呼気測定を実施していなかった。

このことについて、庁舎管理課では、今まで、実際にデータを突合したことがなく、このような現状を想定していなかった。今後は、呼気測定が確実に行われるようにアルコール検知器を車両管理事務所の内部に移設し、庁舎管理課の職員の前で呼気測定を実施し、確認後に貸出及び返却手续を行うとのことであった。

本市では、職員の懲戒処分の標準例において、酒酔い運転をした場合及び酒気帯び運転をした場合の処分を懲戒免職と定める等、従前から飲酒運転に対して、厳しい姿勢で対処してきた。しかしながら、本監査で発覚したアルコール検知器による呼気測定が確実に実施されていない現状は、飲酒運転の発見が難しくなり、その結果として重大な交通事故のリスクを高め、人命に係る大きな問題に発展する可能性がある。

については、現状の問題を重く受け止め、今後このような状況が生じないよう法令を遵守し、公用車運転者が呼気測定の実施を徹底する方策を確立されたい。

5 総括

今回の行政監査は、公用車の管理、使用及び安全対策に関する事務について調査し、公用車の今後の適切な運用につなげることを目的に実施したものである。

監査の結果、公用車の管理状況等について、おおむね適切に行われていることが確認できた。

公用車は、効率的、機動的な公務の遂行には欠くことのできない移動手段である一方で、二酸化炭素の発生による環境負荷や交通事故等の発生リスクを伴うものである。

本市では、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組として、公用車の新規導入・更新については、災害発生時における公用車による避難所支援や支援物資の輸送等への

影響等を考慮しながら、電動車への更新を進めているとのことである。また、電動車の稼働率は、それ以外の車両の稼働率を上回っており、着実に環境負荷の低減が図られていると評価できる。今後も、公用車の運用方法を見極めながら、指針に基づいた車両の更新を進めていただきたい。

一方、安全運転に向けた取組においては、前述のとおり、アルコール検知器による呼気測定について、法令にのっとって確実に実施されていない状況を確認した。

庁舎管理課では、アルコール検知器による呼気測定の実施状況を検証しておらず、現状把握もできていなかったとのことであるが、このような状況が生じた要因としては、呼気測定の運用を決定するに当たって、リスクに対する対応策の検討が十分でなかったということは言うまでもないが、そのことに加えて、適切な運用がなされているか、改善すべき事項はないかという不断の検証を行うことでリスクを回避する認識も不足していたと考える。

本件は、公用車の管理等をしている所管にとどまらず全ての所管に共通するものである。本監査の結果を踏まえ、市として新しい取組及び事業等を実施する際には、効果、効率的に事務事業の執行を心掛けることは当然のことであり、加えて、法令や規程等の趣旨に沿った形で実施できているか、また当該取組によりどのようなリスクが生じるおそれがあるかを慎重に検討するとともに、運用開始後においても事業が適切に実施されているかを継続的に検証し、必要に応じて改善しなければならないということを、職員一人ひとりが改めて認識することで、市の事業が適切に遂行されることを望むものである。



令和 6 年度(2024 年度)行政監査報告書

令和 7 年(2025 年 3 月)

発 行 八王子市 監査事務局

東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

電 話 042 (620) 7320 (直通)